

手話で県庁に問い合わせができます

県では、令和8年5月25日から、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する「手話リンク」を導入しました。

聴覚に障害のある人(きこえない人)が、パソコンやスマートフォンを使い、通訳オペレータを介して手話で県庁に問い合わせができます。

<利用方法>

①県ホームページ上の「手話で電話」ボタンをクリックします。



←このボタンをクリック

②通訳オペレータにつながります。

③通訳オペレータを介して県庁代表電話（083-922-3111）につながります。

④県庁代表電話から担当課に転送されます。

⑤通訳オペレータを介して担当課と直接やり取りができます。



<留意事項>

- ・利用可能時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・通訳オペレータは会話の内容をそのまま通訳します。代わりに質問したり、調整したりすることはできません。
- ・手話リンクは発信専用です。県から手話で折り返すことはできません。手話での折り返しを希望される場合は、ご自身で電話リレーサービスに登録する必要があります。
- ・利用者の電話リレーサービスへの事前登録は不要です。
- ・通話料の負担はありませんが、インターネット通信料は利用者の負担となります。

山口県障害者支援課

TEL 083-933-2765 FAX 083-933-2779 メール a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

